

機能訓練指導員の配置について

健介事第 859 号
平成 25 年 12 月 27 日

(介護予防) 通所介護事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について (通知)

日頃より、横浜市の介護保険行政にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、厚生労働省基準省令に基づいて制定された横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）、横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）において、通所介護事業所における機能訓練指導員については、1 以上の配置が求められており、機能訓練指導員の資格要件は解釈通知により、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。」と規定されています。

これまで、本市においては、有資格の機能訓練指導員の配置が算定要件となっている加算を算定しない場合については、有資格者の配置まで求めていませんでした。

この取扱いについて、厚生労働省に確認を行ったところ、「全ての通所介護事業所において、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要である。」との回答が得られました。

つきましては、本市では、指定日が平成 26 年 4 月 1 日付以降の新規指定申請時より、全ての（介護予防）通所介護事業所において、有資格の機能訓練指導員の配置を必要とすることとします。

平成 26 年 3 月 31 日までに指定を受けている事業所においては、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 1 年間の経過措置期間にて機能訓練指導員の資格を有する従業者の配置をお願いいたします。

なお、機能訓練指導員の配置時間数の解釈については従前のおり、加算を算定しない場合はサービス提供日毎に、単位ごとに設定されたプログラムにおける機能訓練を行う時間数の配置を必要とし、加算を算定する場合は各加算の算定要件で求められている時間数の配置が必要です。

また、配置されましたら添付している様式にて『配置報告書及び誓約書』の提出をお願いいたします。

<参考>

【横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）】

第 91 条第 1 項第 4 号 機能訓練指導員 1 以上

第 91 条第 6 項 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号）】

第 89 条第 1 項第 4 号 機能訓練指導員 1 以上

第 89 条第 6 項 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企 25 号）】

第 3-6-1 (3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。